

昭和二十五年二月四日提出
質問第三一號

主食の特配措置並びに屑米の消費者価格に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月四日

提出者 井上良二

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

主食の特配措置並びに屑米の消費者価格に関する質問主意書

一 政府は、先般一般消費者に対し約十日分の主食を特配するが如く宣伝して配給を一方的に行い、消費者は、政府から特配されたものとしてすでに消費を終ったが、この度突如として、政府は、この十日分の配給は前渡し配給であるから、二月分の一般配給から一挙に五日分も強制的に差し引こうとしているが、事実であるか。

万一事実とすれば、これは消費国民の生活に重大な支障を及ぼすものであるから、政府は、この十日分の配給は政府の一方的な都合によつて追加特配したものであることを認め、一般配給から差し引かないよう措置する意思はないか。

二 萬一需給関係からやむなく差し引く場合は、消費者の意見を聴いて、消費者の都合の良い月に差引希望量を決めて差し引く措置を講ぜられたい。

三 政府は、最近一部消費者に外国産のもち米の屑米を規格米より僅かに一キロ六円安で配給している

が、いかなる価格的な根拠によつて計算しているか、屑米の価格計算の根拠を示されたい。

四 二十四年度産の五等米は災害、病虫害の被害米であつて、これを精白にして一般消費者に配給する場合は、現行精米消費者価格の半額以下に決定すべきものと思考するが、政府の所見如何。十キロ当り五等米の消費者価格の算定内容を明示されたい。

右質問する。